	国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関 る明細書		事業・年度・	•	法人名			別 表 八
外	名称	1	Inc	7 1 6 #	頭)子 仏	1の通算法人	が伊女士	
国子	本たの 店る所 又事在	2	る株式	式の数	等を含む	めて算出し、	その割合	令六
会社	3.3. The	3				ていますか。 『保有割合が		
かの	主 たる事業	4	/			ば単独で保有		
名称	発行済株式等の保有割合	5	【は、『	全 減割	台以上。	となってい	まずか。	月後
等	発 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 台	6	9/		%	(%	% 含
	支 払 義 務 確 定 日	7	_	8】7ホ ていま ⁻		当事業年度「	中の日付と	事業
	支払義務確定日までの保有期間	8						プ 度 分
	剰余金の配当等の額	9		() 四	\ \) (
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額 1	10	(No.6 いまっ		は、6)	月以上の期間	間となって	<u>,</u>) ∃
益	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の 配 当 等 の 額 の 該 当 の 有 無	11		有	• 無	有 ・ 無	有・	無
	益等 金の 法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無 1	12	有 · 無	有	· 無	有 · 無	有·	無
金 	不額 算の 損当 (9) の元本である株式又は出資の総数 入計 金等 又は総額につき外国子会社により の算算の ませわれた 剰 魚 の 配 光 気 の 類	13	()	() 円	() 円) 円
7.	対	14	()	()	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \) (
1	と 応計計算上損金の額に算入された金額・	1-1	F. ()	1	円)		刊) (円)
	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	15				【No. 4】当	東業年度13	海田
算	並 (9) 又は(15) 「	16	() F	1 '		される別表		
	$\frac{6}{6}$ (16) に対応する外国源泉税等の額 (10)又は((10)× $\frac{(14)}{(13)}$)	17	() F:	1 '		すか。		
入	剰余金の配当等の額に係る費用相当額」	18						
	((9) - (16)) × 5 % 法第23条の2の規定により益金不算人とされる	10						
額	剰 余 金 の 配 当 等 の 額 1 (9)-(16)-(18)	19						
等	措置法第66条の8第2項又は第8項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額2(別表十七(三の七)「23」+「24」)	20						
の	(16) のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額2 (別表十七(三の七)「25」)	21						
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19)+(20)+(21)	22						
計	法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額 2 (10) - (17)	23						
算	(23) のうち措置法第66条の8第14項の規定により 損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額2 (別表十七(三の七)「28」)				ナ , ロロ 士	mwhn答)	ていナナユ	
		25	【No.70】27欄	ツ 金 領	を別表	四で加昇し	しいよすの	1 0
	(マイナスの場合は0) 益金不算入とされる剰余金の費	52	当 等 の 額	 の 台	計 %			円
	((22)欄の合計) 損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 27							
	((25)欄の合計)							